

大学共同利用機関法人自然科学研究機構発ベンチャーの称号授与に関する規程

令和元年 8 月 1 日

自機規程第 1 2 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）の研究成果等を活用して起業された企業に対し、円滑かつ適正な支援を図る上で、自然科学研究機構発ベンチャー（以下「N I N S ベンチャー」という。）の称号を授与するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「N I N S ベンチャー」とは、機構に所属する役職員（過去に機構に所属した者を含む。）が事業に深く関与しており、かつ、次の号のいずれかに該当する法人に対し、機構長が授与する称号をいう。

一 機構で得られた研究成果や技術、知的財産権、開発された成果物を中核の基本技術とし活用していること。

二 その他機構長が特に必要と認めたもの

(称号授与の要件)

第 3 条 N I N S ベンチャーの称号を受けようとする企業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 第 2 条に掲げる N I N S ベンチャーの定義に該当していること。

二 事業内容等が公序良俗に反しないこと。

三 機構に対する名誉毀損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。

2 前項の規定にかかわらず、機構長が前項の規定に準ずる資格を有すると認めた企業は、申請できるものとする。

(審査委員会)

第 4 条 N I N S ベンチャーの称号授与については、産学連携委員会及び研究基盤戦略会議において審査するものとする。

2 審査に必要な事項は、別に定める。

(称号授与の手続等)

第 5 条 N I N S ベンチャーの称号を受けようとする企業の代表者（以下「申請者」という。）は、申請書により、機構長に申請するものとする。

2 機構長は、前項の申請があったときは、産学連携委員会及び研究基盤戦略会議の審査を経て、称号の授与を決定するものとする。なお、研究基盤戦略会議は審査時において、必要に応じ、申請者に対し面接の実施及び関連資料の提出を求めることができる。

3 機構長は、前項の決定をした場合は、その結果を文書により申請者に通知するものとする。

4 機構長は、N I N Sベンチャーの称号の授与又は取消しを行ったときは、機構のホームページへの掲載等により公表することができる。

(称号授与等)

第6条 機構長は、第5条2項の規定により、N I N Sベンチャーの称号の授与が決定した企業に対し、称号記の交付により、N I N Sベンチャーの称号を授与する。

2 N I N Sベンチャーの称号授与の期間は、授与した日から5年とし、5年以内に限り期間を延長することができる。ただし、授与期間は、通算10年を限度とする。

(機構からの独立性・免責等)

第7条 N I N Sベンチャーの称号の授与は、N I N Sベンチャーに対し、機構に代わって又は機構の名義を使用して第三者に対する義務又は責任を機構に負わせることができる権限を授与するものではない。

2 機構は、N I N Sベンチャーの製品、サービス等の内容及び品質を保証するものではなく、称号の授与又は授与の取消しに関連又は起因して、称号を授与された企業に損害が生じた場合であっても、損害賠償の義務及び責任を負わない。

(N I N Sベンチャーの義務)

第8条 N I N Sベンチャーの代表者（以下「代表者」という。）は、自社で定めた決算日から3か月以内に、事業報告書、財務諸表及び必要に応じて翌年度以降の事業計画書を毎年機構長に提出しなければならない。

2 代表者は、N I N Sベンチャーが次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかにその旨を機構長に報告しなければならない。

一 会社法（平成17年法律第86号）に定める解散をするとき。

二 発行した手形又は小切手が不渡りとなったとき、支払不能となったとき、又は金融機関から取引停止の処分を受けたとき。

三 第三者より仮差押、仮処分、差押、強制執行、競売等の申立若しくは公租公課滞納処分を受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立を受け、若しくは自ら申し立てたとき。

四 前二号のほか、資産、信用が著しく悪化し、又は悪化するおそれがあるとき。

五 刑事罰又は行政処分を受けたとき。

六 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受け、又は事業を廃止若しくは変更したとき。

七 登記事項（役員、本社所在地、会社名称、連絡先）、事業計画を大幅に変更するとき。

八 その他N I N Sベンチャーの業務に重要な影響を及ぼす事象が発生したとき。

- 3 機構長が、調査や改善の要請をした場合は、N I N Sベンチャーは誠意をもって速やかに協力しなければならない。
- 4 機構とN I N Sベンチャーは、あらかじめ相手方の同意を得た場合を除き、相手方から秘密と明示のうえ開始された情報を第三者に開示してはならない。
- 5 機構長は、第2項の事由が発生した場合又はそのおそれがあると認めた場合は、是正勧告又は第10条に基づく称号授与の取消しを行う等の必要な措置を講じることができる。

(称号の返付)

第9条 代表者は、N I N Sベンチャーの称号の返付を希望する場合、その旨機構長に申し出、称号の取消しを受けるものとする。

(称号授与の取消し)

第10条 機構長は、N I N Sベンチャーが次の各号のいずれかに該当するときは、産学連携委員会及び研究基盤戦略会議の議を経て、N I N Sベンチャーの称号授与を取り消すことができる。

- 一 第3条に該当しなくなった場合
 - 二 第8条第1項に規定する事業報告書及び財務諸表を提出しなかった場合
 - 三 第8条第2項各号のいずれかに該当するかそのおそれがあると機構長が認めた場合
 - 四 この規程に違反した場合
 - 五 前条に基づく称号返付の申し出を受けた場合
 - 六 社会的信用を失墜する行為を行った場合
 - 七 機構の是正勧告に従わなかった場合
 - 八 機構との契約において、重大な違反が認められた場合
 - 九 機構への申請や報告等において、虚偽や誇張等が見つかった場合
- 2 前項による称号授与の取消しを受けた企業は、当該取消しを受けた日以後、N I N Sベンチャーの称号を使用してはならない。

(N I N Sベンチャーへの支援)

第11条 機構は、N I N Sベンチャーに対し、機構及び機関の管理運営及び研究活動等に支障のない限りにおいて、機構長の承認の下、N I N Sベンチャーが必要とする支援を行うことができる。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、N I N Sベンチャーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。